

伐採木を無償で提供します

鳥越出張所では、資源の有効利用とコスト削減を図るため、工事で発生した伐採木を無償提供します。

【伐採木の種類等】 ヤナギ等の幹や枝
※様々な樹種の伐採木が混在しております。
※1m程度に切断しています。



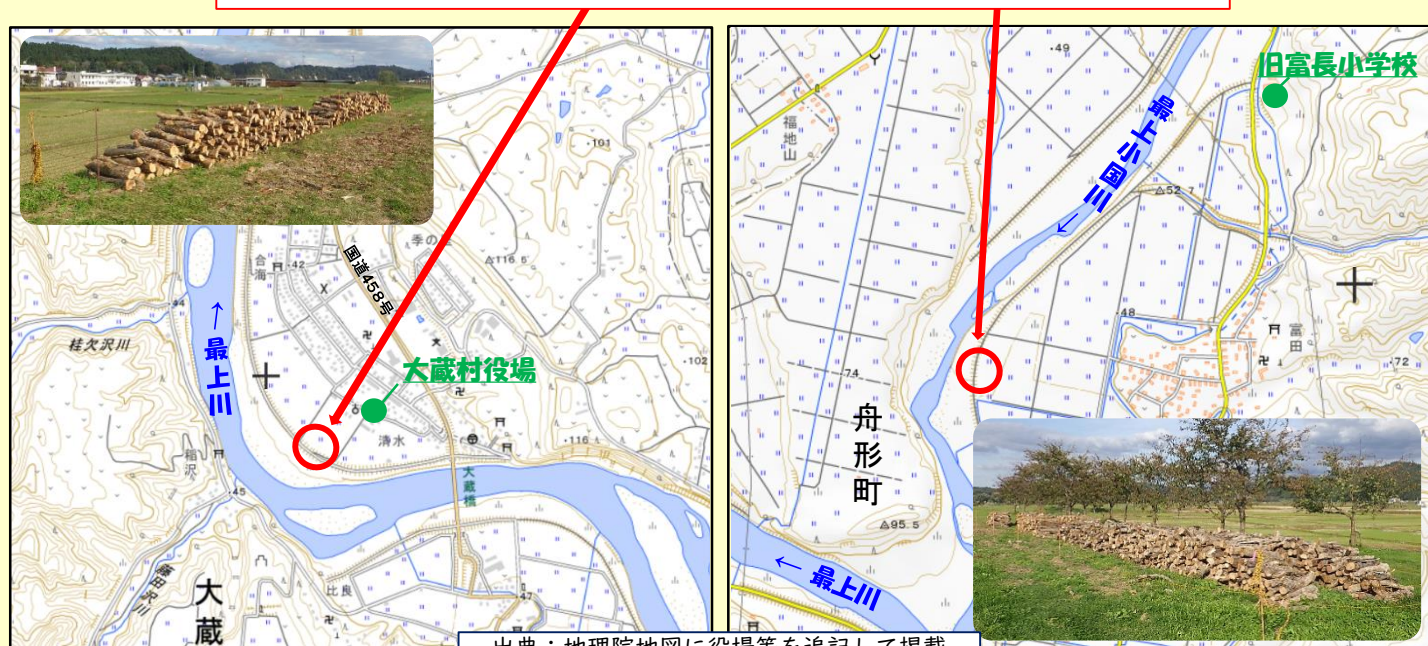
【提供場所】 大蔵村清水堤防、舟形町富田堤防（詳細は下記をご覧ください。）

【提供開始日時】 令和2年11月10日（火）9：00～ 無くなり次第終了（先着順）
※上記日時前の持ち出しは禁止ですので御留意願います。
9：00～17：00（土日、祝日は除く）

【申込方法】 本紙裏面の同意書に必要事項を記入し、FAXか郵送で申し込み願います。
鳥越出張所に直接お持ち頂いても構いません。
（受付時間は平日の9：00～16：30までです）
なお、電話での申し込みはできません。

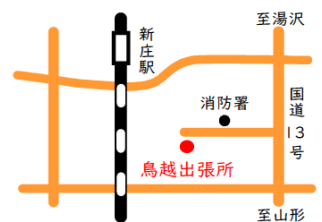


伐採木 無償提供場所(堤防上になります)



出典：地理院地図に役場等を追記して掲載

国土交通省 東北地方整備局 新庄河川事務所 鳥越出張所
住所：山形県新庄市金沢字中村1495-13
電話：0233-22-6038
FAX：0233-22-0083



同意書

伐採木の無償提供を受けるにあたり、下記の注意事項を確認し、同意します。

【注 意 事 項】

- ◆本同意書に必要事項を記入の上、鳥越出張所で受付担当者の確認を受けた後、伐採木を受領して下さい。
- ◆搬出にあたっては、堤防や河川敷等の河川管理施設を損傷させないようにして下さい。
- ◆伐採木の持ち帰りに必要な積込み、運搬等は申し込み者で行っていただきます。
- ◆積込・運搬作業時の事故や提供後の使用に伴うトラブル等については、国土交通省では一切責任を負いません。
予めご了承いただき、事故のないよう十分に注意して作業を行って下さい。
- ◆積込・運搬時においては、木の落下防止に努め、通路に木片等を飛散させた場合には、責任を持って清掃して下さい。
- ◆引き取った伐採木の使用にあたっては、投棄や転売等は厳に行わないで下さい。
- ◆トラック等への積込みにあたっては、過積載は行わないで下さい。
- ◆提供にあたっては、出張所の指示に従って下さい。指示に従っていただけない場合は、提供をお断りする場合があります。
- ◆内容の詳細については出張所までお問い合わせ下さい。

希望量	軽トラック____台分程度 ・ その他()
利用目的	薪 ・ ほだ木 ・ その他()

国土交通省 東北地方整備局

新庄河川事務所 鳥越出張所長 宛て

令和____年____月____日

住所

氏名

電話番号

個人情報の保護について
上記同意書で得た個人情報は、伐採木提供の適正な管理のため必要とするものであり、それ以外の目的には使用しません。

